

「漁場環境について考える勉強会」を開催します

▷問い合わせ先＝大船渡市漁業就業者確保育成協議会(事務局＝水産課☎内線374)

持続可能な水産業の実現を考えるため、養殖漁業の先進事例や、三陸沿海部の漁場資源状況などを学ぶ勉強会を開催します。

- ▷期日＝2月27日(木)
- ▷時間＝午後1時30分～4時(午後1時開場)
- ▷会場＝大船渡市魚市場多目的ホール
- ▷その他＝参加料無料、申し込み不要でどなたでも参加できます。

■内容

- 持続可能で高品質なマガキの養殖生産
マガキの適正養殖を目指して!!～過密漁場からの脱却～
講師：後藤清広さん(宮城県漁業協同組合志津川支所戸倉出張所カキ部会長)

- 養殖漁業に関わる付着生物の生態
講師：広瀬雅人さん(北里大学海洋生命科学部環境生物学講座沿岸生物学研究室助教)
- アワビ・ウニの資源状況について
～資源の持続的・経済的活用に向けて～
講師：野呂忠勝さん(岩手県水産技術センター増養殖部長)
- ダイバーから見た三陸沿海部の漁場資源状況と藻場再生効果について
講師：佐藤寛志さん(特定非営利活動法人三陸ボランティアダイバーズ代表理事)



市営住宅の入居者を募集します

▷申込先/問い合わせ先＝株式会社寿広市営住宅管理センター(盛町字町9-18/☎⑦8088)

- ▷募集団地＝右表のとおり
- ▷募集期間＝2月20日(木)～3月5日(木)
- ▷申込方法＝(株)寿広市営住宅管理センターに次のものを持参の上、本人が申し込みください。
- ▷持参するもの
 - ・世帯全員の所得課税証明書
 - ・本籍地記載の住民票
 - ・印鑑(認印)
 ※障害者手帳などをお持ちの方は、持参ください。また、申し込み理由によっては、追加書類を提出していただく場合があります。
- ▷その他
 - ・原則として、入居後、市内の他の市営・災害公営住宅に転居することはできません。
 - ・入居決定前に暴力団員の排除に関する協定に基づく調査を行います。
 - ・部屋番号、詳細な間取り、築年度などは問い合わせください。
 - ・全住宅に駐車場あり、使用料は1台につき月額1,000円。
 - ・清水アパート・崎浜団地は先着順、その他の住宅は、募集戸数を超えた場合は抽選で決定します。

■入居者募集住宅

住宅名および住所	募集戸数	その他
盛中央団地(盛町字馬場23-7)	2戸	3DK(単身可)2戸
下館下アパート(盛町字下館下7-18)	1戸	2DK(単身可)1戸
川原アパート(大船渡町字野々田27-1)	1戸	3DK(単身不可)1戸
野々田アパート(大船渡町字野々田152)	2戸	2DK(単身可)2戸
平団地(末崎町字平林104-1)	1戸	2DK(単身可)1戸 ※車イス対応
平南アパート(末崎町字平林87-1)	3戸	2DK(単身可)3戸
後ノ入東団地(赤崎町字後ノ入44-1)	1戸	2DK(単身不可)1戸
蛸ノ浦アパート(赤崎町字鳥沢37-3)	1戸	3DK(単身不可)1戸
清水アパート(三陸町綾里字清水54-4)	6戸	2DK(単身可)5戸、 3DK(単身不可)1戸
崎浜団地(三陸町越喜来字仲崎浜121-1)	1戸	2DK(単身可)1戸

※応募者が複数ある場合、平団地は車イスを使用している世帯が優先となります。

(7) 広報大船渡お知らせ版 令和2年2月20日号(No. 1169)

▷問い合わせ＝市役所☎0192⑦3111

地域づくり住民ワークショップ「日頃市の未来を語る会」を開催しました

▷問い合わせ先＝市民協働準備室(☎内線296)

1月17日、日頃市地区公民館で、「日頃市の未来を語る会」(全5回)の1回目のワークショップが行われました。

この会は、人口減少などが進む将来においても、地域で安心して暮らし続けられるよう、課題や将来像を考えるきっかけを作ることを目的に、市内の先行的な取り組みとして日頃市地区公民館が主催し、市、大船渡市市民活動支援センター、いわて地域づくり支援センターが協力しました。ワークショップでは、各地域公民館からの参加者がグループに分かれ、「現在日頃市にあるもの」「日頃市の住み良いところ・住みにくいところ」という2つのテーマで、地図や模造紙を使いながら話し合い、最後に各グループで出た意見を発表しました。

和やかな雰囲気の中、参加者は積極的に意見を出し合い、日頃市地区の現状を見つめ直しました。また、地区内の高校生以上を対象とするアンケートを行い、多くの意見を聞くことにしました。



被災者生活再建支援金のお知らせ～基礎支援金の申請は4月10日まで～

▷問い合わせ先＝地域福祉課生活支援係(☎内線184)

被災者生活再建支援金「基礎支援金」の申請受け付けは、令和2年4月10日で終了となります。また、「加算支援金」の申請受け付けは、申請期限が1年延長となり、令和3年4月10日までとなりました。申請が済んでいない人は、早めの申請をお願いします。

※これまで支給を受けた人への追加の支給を行うものではありません。
▷支援金の種類および内容＝下表のとおり
▷申請方法＝地域福祉課で交付する申請書に必要事項を記入ください。申請書は、市ホームページからダウンロードでき、郵送での申請も受け付けています。

◎支援金の種類および内容

支援金種別	支給対象	申請期限
基礎支援金	東日本大震災により、居住していた住居にいずれかの被害を受けた世帯	令和2年4月10日
	住宅が全壊した世帯	
	住宅が大規模半壊した世帯	
加算支援金	基礎支援金を受給し、いずれかの住宅再建の契約を済ませた世帯	令和3年4月10日
	住宅を建設・購入した世帯	
	住宅を補修した世帯	
	住宅を賃借した世帯※公営住宅を除く(公営住宅退去後の住宅再建は対象となります)	